

第7期 第2回「中央区自立支援協議会」議事要旨

1 日時：令和3年10月29日（金） 午後6時30分から午後8時00分まで

2 会場：中央区役所 8階 大会議室

3 議事

- (1) 第5期中央区障害福祉計画・第1期中央区障害児福祉計画の進捗状況について【資料1】
- (2) 各部会の取組報告について
- (3) その他【参考資料1～3】

4 出席者

委員 16名

是枝会長、斎藤副課長、上田委員、相澤委員、前場委員、室田委員、磯野委員、沼崎委員、佐野委員、佐藤委員、田村委員、丸物委員、古田島委員、田中委員、渡瀬委員、生島委員

事務局 10名

小菅障害者福祉課長、遠藤福祉センター所長(子ども発達支援センター所長兼務)、鈴木障害者福祉係長、相崎相談支援係長、川原給付指導係長、水村管理係長、佐藤支援係長、小林発達支援係長、甲田事業調整担当係長、酒井主査

傍聴人 3名

5 要旨

○是枝会長あいさつ

- ・障害者差別解消法の一部改正により、事業者による合理的配慮を提供が今まで努力義務であったのが義務化されるようになり、より障害のある当事者の方たちの要望に沿った形になっていくと思われる。

○田中福祉保健部長あいさつ

- ・10月24日に健康福祉まつりを開催した。時間短縮、入場制限など様々な制約があったが、運営に携わっていただいた皆様の協力もあり、成功裏に終わることができた。
- ・先行きが分からない中で、福祉サービス全般の提供の仕方自体を、区も変えていかなければいけないのではないかと考えている。

(1) 第5期中央区障害福祉計画・第1期中央区障害児福祉計画の進捗状況について

○資料1：第5期中央区障害福祉計画・第1期中央区障害児福祉計画の進捗状況について
(小菅障害者福祉課長より説明)

- ・前計画である第5期障害福祉計画等の計画期間は平成30年度から令和2年度までであり、

施策における主な取組の実施状況と成果目標の達成状況について報告する。

- ・取組事項の実施状況を、実施、おおむね実施、未実施のABCの3段階で評価している。

- ・施策1「在宅サービス等の充実」については、3つの主な取組をいずれもA評価とした。
 - (1) 在宅サービス等の情報提供の充実については、広報紙や事業所連絡会などを通じた情報提供に努め、事業所の一覧表を作成しホームページなどで掲載した。
 - (2) 自立生活を支援するサービスの充実については、基幹相談支援センターとポケット中央が連携し、一人暮らしの方への支援などを行った。また、自立生活援助サービスを提供する事業所の開設や、特別支援学校などへの通学にも利用できるよう移動支援事業の対象拡大を行った。
 - (3) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進については、ケアマネジャーの研修を実施し、また、利用者の負担軽減となる新高額障害福祉サービス等給付費の対象者全員に案内し利用につなげた。

- ・施策2「相談支援体制の充実」については、2つの主な取組をいずれもA評価とした。
 - (1) 相談支援の利用促進については、基幹相談支援センター、子ども発達支援センター、ポケット中央の3つのセンターが、障害に関する様々な相談に対応し、適切な支援につなげる体制を構築できた。
 - (2) 基幹相談支援センターの機能の充実については、各種の連絡会とか事例検討会などを通じて、地域全体の相談スキルの向上を図った。

- ・施策3「地域移行・地域定着支援の充実」については、4つの主な取組を掲げている。
 - (1) 地域生活支援拠点の整備については、令和2年度末に、複数の機関が分担して機能を担う面的整備型の一定の体制整備が図られた。また、月島地域において多機能拠点整備型の拠点整備の検討を進めている。
 - (2) 居住支援体制の充実については、入所施設・グループホーム連絡会を新たに立ち上げ支援体制の充実を図った。
 - (3) グループホームの充実については、グループホームへの運営費補助を通じて、居住の場の確保への支援を図った。また、月島地域において、障害者の高齢化、重度化を見据えたグループホームの整備の検討を進めてきた。
 - (4) 精神障害者支援のための関係機関の連携については、協議の場として、自立支援協議会に地域移行・地域定着部会を設置し、支援策の検討を進めている。

- ・施策4「障害者の支援事業の充実」については、2つの主な取組を掲げている。
 - (1) 障害者の通所事業の充実については、福祉センターの成人室を生活介護へと移行し、定員を25名から40名に増やすとともに、重症心身障害や医療的ケアに対する支援の拡充を図った。
 - (2) 高次脳機能障害者の支援事業の充実については、交流会の充実を図り、医師の専門相談を開始した。

- ・施策5「障害者の支援事業の充実」については、3つの主な取組を掲げている。
 - (1) 一般就労への移行の促進については、平成31年4月から、障害者就労支援センターの相談支援専門員を1名増員するなど、相談体制の充実を図った。
 - (2) 就労定着支援の推進については、就労支援事業所ネットワークに参加している2つの事業所において、就労定着支援事業のサービスを開始した。
 - (3) 障害者優先調達の推進については、障害者優先調達推進方針を策定し、優先調達の推進を図った。

- ・施策6「障害児の支援事業の充実」については、3つの主な取組を掲げている。
 - (1) 障害児通所支援の充実については、平成30年度に子ども発達支援センターゆりのきを開設し、児童発達支援と放課後等デイサービスの利用定員を拡大するなど、通所支援の充実を図った。令和2年度には、子どもの発達相談で作業療法士や心理士の出勤日数を増やし、また、障害児相談支援において相談支援専門員を増員した。
 - (2) 重症心身障害児の支援については、平成31年4月に十思スクエア内に放課後等デイサービス事業所を開設するとともに、運営事業者に対し、区からの独自の補助により運営への支援を行った。また、子ども発達支援センターの児童発達支援においては、令和2年度より、親子で通所するクラスの利用定員を拡大し、在宅レスパイト事業を通じて、家族の介護負担の軽減についても取り組んできた。

- ・施策7「中央区育ちのサポートシステム」の推進については、4つの主な取組を掲げている。
 - (1) 子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立については、平成30年度に地域の療育拠点として、子ども発達支援センターゆりのきを開設し、保健・福祉・教育の各コーディネーターを配置し、関係機関と連絡調整を図った。
 - (2) 「育ちのサポートカルテ」の運用については、子ども発達支援センターが「育ちのサポートカルテ」を一括管理し、関係機関と調整しており、また、令和2年度に「育ちのサポートカルテ」の内容や作成の流れを分かりやすく記載したリーフレットを発行した。
 - (3) 早期発見・早期支援の充実については、「ゆりのき連携発達相談」として、臨床心理士およびコーディネーターを保健所・保健センターの乳幼児健診などの場に派遣し、早期療育につなげている。また、全保育園・こども園を対象とした「保育園巡回相談」において相談員を増員するなどの充実を図った。
 - (4) 発達障害に対する理解の促進については、講演会の実施やリーフレットの配布などを通じて、正しい知識の普及を図った。また、教職員向け研修会や学識経験があるアドバイザーからの助言などを通じ、職員のスキル向上にも取り組んだ。

- ・施策8「心のバリアフリーの推進」の推進については、4つの主な取組を掲げている。
 - (1) 障害者差別解消の推進については、「職員対応要領」や職員向け研修を通じて、区の事務事業における障害者差別の解消に取り組むとともに、合理的配慮の提供の一環として、窓口に筆談ボードや卓上ベルを設置するなど、窓口環境の改善にも取り組んだ。
 - (2) 障害と障害者の理解のための意識啓発については、「中央区障害者サポートマニユア

ル」を区立小・中学校に配付し福祉教育などに活用するとともに、窓口やイベントでの配布などを通じて、意識啓発にも取り組んだ。また、福祉センター利用者が制作に携わったモザイク平板を晴海第三公園や桜川敬老館等複合施設に設置し、障害と障害者への理解促進を図った。

(3) 「健康福祉まつり」等による地域交流の促進については、「健康福祉まつり」や「福祉センターまつり」、「なないろ祭」というお祭りを開催し、心のバリアフリーの推進を図った。なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種のイベントが中止あるいは縮小となったが、代替イベントを開催するなど普及啓発や地域交流に取り組んだ。

(4) 障害者福祉団体との連携については、障害者団体に対し運営費や交流事業に伴うバスの借り上げ経費の一部助成、定例会などを通じて情報提供や意見交換を行い、障害者福祉団体の活動の支援に取り組んだ。

・施策9「障害者の権利擁護と虐待防止」については、2つの主な取組を掲げている。

(1) 成年後見制度や権利擁護の推進については、社会福祉協議会の成年後見支援センター「すてっぷ中央」と連携し、成年後見制度や権利擁護事業の普及啓発を図るとともに、利用の促進にも取り組んできた。

(2) 障害者虐待防止の推進については、24時間365日対応可能な虐待通報・相談窓口専用電話を設置するなど、常に通報や相談に対応できる体制の運用に努めた。また、区のお知らせなどを通じ、虐待防止についての周知を図った。

・計画の主な取組については、3年間の計画期間でいずれも実施できたと考えている。

・資料1の8ページ以降は、成果目標の達成状況について報告している。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行の「①施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数」は、目標値の達成には至っていないが、今後は、障害支援区分の認定調査において利用者の希望を聞き取るなど、地域移行につなげていきたい。また、「②施設入所者の地域生活への移行に関する目標」についても、目標達成には至っていない。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、平成30年度に地域包括ケアシステムの構築に向けた関係者などによる協議の場を、自立支援協議会の地域移行・地域定着部会として設置し、目標を達成した。

(3) 地域生活支援拠点等の整備については、令和2年度末に、複数の関係機関が分担して役割・機能を担う面的整備型に係る一定の体制整備が図られ目標を達成した。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の「①一般就労への移行者数」については、目標達成には至っていない。平成30年度は前年度を上回る移行者数となったが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、最終的な令和2年度は4名にとどまった。また、「②就労移行支援事業を利用する者の数」について、平成30年度は前年度を上回る利用者数となったが、令和2年度末には目標達成に至っていない。「③就労移行率が3割以上の事業所の割合」については、令和元年度は目標を達成したが、令和2年度には目標達成に至らな

った。「④就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率」については、目標の80%を上回る90.9%で目標を達成した。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等の「①児童発達支援センターの設置数」については、子ども発達支援センターの設置により目標を達成した。「②保育所等訪問支援を利用できる体制」についても、平成27年度から体制を確立しており目標は達成している。「③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の数」についても目標を達成している。また、「④保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場」については、自立支援協議会のもとに医療的ケア児等支援連携部会を設置し関係機関の連携を図っており、目標を達成した。

- ・前期計画においては、12の項目中達成できたものが7項目、未達成が5項目ということで、達成率はおよそ6割となっている。現行の計画においては、目標値を達成できるよう各種の取組を推進していく。また、各施策における主な取組については、いずれも実施できたため、現行の施策の取組においても着実に実行していきたい。

【質疑・意見等】

- ・(前場委員) 資料1の3ページの(3)グループホームの充実で、障害者の重度化を見据えたグループホームが整備されると聞いているが、それ以外の情報が全く入ってこない。障害者の保護者から重度とはどんな人が対象なのかといった質問を受けている。もう少し情報を流してほしい。
⇒(小菅課長) 月島地区で既に知的障害者グループホームがあり、市街地再開発のエリアに当たっているため、これを契機に改築し、地域生活支援拠点として整備できないかという検討を進めていおり、整理のついた段階で対象者には広く情報を提供していきたいと思っている。また、重度化・高齢化の基準について、他区のグループホームでは、障害支援区分4や5の重度の方も入っているが、本区においてはどこまでの障害のある方とするのかについてしっかり検討し情報を提供していきたい。
- ・(上田委員) 数値目標が妥当かどうかということは重要であり、それで予算化していくことになると思う。数値目標の妥当性を確かなものにするようにどのようにして積み重ねているのか。
⇒(小菅課長) 国の基本指針なども踏まえながら目標値を設定しているが、数値目標については、国が掲げている目標や中央区が置かれている現状を踏まえ設定した。数値目標達成のために、予算を伴うものもあるので、予算編成の中でしっかり要求していきたい。
- ・(室田委員) 障害を持った方が、一般就労するというのは非常にガードがあると思うが、中央区では障害に応じてどういう就労を考えているのか。
⇒(小菅課長) 一般就労として、民間の企業に就労する場合や、福祉サービスの就労継続支援A型やB型を利用する方、障害者雇用枠で採用になる方もいる。区としては、障害者向けのセミナーを企業向けに行っており、また、障害者就労支援センターでは就労に向けたサポ

ートなどの取組や、就労定着支援を行っている。

- ・(室田委員) 障害のある方を雇うのは補助がないと難しいと思うが、企業側に説明するだけで良いのかどうかについて区の考え方を教えてほしい。
⇒(遠藤所長) 民間企業については、法定雇用率を設け一定の障害者の雇用を求めており、各企業でもその達成を目指して様々な取組をしている。区としての精神障害のある方の就労の取組として、企業のセミナーや雇用の開拓をしてマッチングを図るといった取組を行っている。
⇒(小菅課長) 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度を国や都が用意しており、区はそうした制度の周知を行っている。
⇒(佐藤委員) 区内で就労移行支援事業を行っており、資料1の10ページに一般就労への移行者数の実績が減少しているとあるが、新型コロナウイルス感染症の影響で企業の方と直接対面する機会がかなり減ってしまったことが大きい。
- ・(是枝会長) 雇用者側で、仕事の多様化を進めていただくと、色々な障害のある方たちが活躍できる場も増えると思う。また、年々就労定着率が下がっていくということがあるので、いかに続けていくかが大切な取組になる。

(2) 各部会の取組報告について

○障害者(児)サービス部会(田村委員より報告)

- ・第7期の第1回サービス部会は8月5日に書面開催として実施。協議事項を「障害のある方の地域での生活を支援するためのサービス及びサービス体制について」とした。
- ・第2回は11月24日を予定、第3回は令和4年2月上旬を予定。全3回。
- ・第1回書面開催の意見として、障害サービスが必要な若年層や高齢者の世帯に対してどういったサービスを充実させていくか検討したい、感染症対策についての意見交換をしたい、災害時にどのような対応をするかといったものがあつた。

○地域移行・地域定着部会(齋藤委員より報告)

- ・第1回は7月16日に書面開催として実施。協議事項は、中央区障害福祉計画について、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて、地域生活支援拠点の現状について。
- ・今後の方向性として、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム、ケアサポート活用、住まいの確保に関わる事業について、地域生活支援拠点の検証について協議していく。
- ・主な意見として、精神障害の特性を皆が理解して対応することが必要である、ピアサポートの準備を進めていくことが大切である、地域生活支援拠点として多機能拠点整備型が良い、登録事業者同士の実効性のあるネットワークを目指せるよう相互理解が必要であるといったものが寄せられた。
- ・第2回は12月10日を予定している。

○就労支援部会（丸物委員より報告）

- ・第1回は6月29日に実施。令和2年度就労支援実績報告を行った。
- ・第2回は8月26日に書面開催にて実施。障害者の就労支援セミナーの実施方法について意見を出してもらったが、9月18日の実際のセミナーについては、緊急事態宣言が延長されたことを受け、上映会及びオンライン相談会を中止し、ウェブ配信のみを実施した。
- ・今後、令和4年3月までに部会を2回、イベントを1回、計3回活動予定。

○医療的ケア児等支援連携部会（遠藤所長より報告）

- ・第1回は8月6日に書面開催として実施。議題は、部会長の委嘱任命や、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布についてなど。
- ・第1回書面開催の意見として、医療的ケア児の個別の対応が重要であり、部会のテーマとして取り上げていかなければならない、また、保育所や学校での受入れには看護師の確保が課題であり、研修会・講習・講演会などを通じてスキルアップを図るとよい、また、学校・幼稚園・保育園へ、受入れに関する他自治体の先行事例などの情報提供を希望するといったものがあつた。
- ・第2回は11月下旬に開催予定。

（3）その他について

○参考資料1：医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

参考資料2：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正

参考資料3：障害者の法定雇用率の引き上げ

（小菅障害者福祉課長より説明）

- ・参考資料1は、医療的ケア児に関する支援法が新たに施行されたというもの。
- ・参考資料2は、障害者差別解消法の一部改正により、合理的配慮が民間企業においては努力義務だったが義務化されるというもの。
- ・参考資料3は、法定雇用率が本年3月1日から0.1%上がったというもの。

（4）その他

（小菅障害者福祉課長より説明）

- ・意見がある場合は意見票の提出をお願いする。
- ・次回の第3回は年度の総括となり、2月下旬を予定している。

以上